

## 地方独立行政法人会計基準等研究会 公営企業型地方独立行政法人部会（第3回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成20年2月15日（金）17:00～19:00
- 場所：総務省 共用902会議室
- 出席者：会田部会長、石田委員、樫谷委員、野口委員、森田委員  
栄畑審議官、平嶋公営企業課長、濱田地域企業経営企画室長

### 【議題】

- (1) 公営企業型地方独立行政法人への減損会計基準導入に係る論点検討・整理
- (2) その他

### 【配布資料】

- 資料1 独立行政法人国立病院機構資料
- 資料2 論点メモ
- 資料3 公営企業・公営企業型地方独法の建設改良に係る一般会計繰入金・運営費負担金の経理処理
- 資料4 公営企業型地方独立行政法人の建設改良に係る運営費負担金の経理処理の状況
- 資料5 今後の研究会の予定

### 【概要】

- 資料1～5について、事務局より説明を行った。
- 委員からの主な指摘等
  - 減損会計は導入すべき。但し、地方独立行政法人には資金生成資産と非資金生成資産の2つの種類の資産があることから、それぞれの資産の性質に応じて、企業会計基準（資金生成資産）と国独法基準（非資金生成資産）を適用すればよいのではないか。
  - 国独法基準では「企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用することが適切であると認められる場合には」としており、独立採算型の運営が予定されている法人について企業会計型に限定する趣旨ではなく、折衷型の基準の適用も許容されているのではないか。
  - 中期計画等で一定の収益の補助が予め計画されている場合、こうした補助を勘案せずに企業会計基準で減損を行うことは無理がある。繰出基準に基づく繰出等については、見込む期間について検討は必要であるものの、将来キャッシュ・フローの中に読み込むこととして良いのではないか？
  - 企業会計、国独法や地方独法など報告主体によって会計がバラバラになるのは、読み手が混乱するのではないか。2つの基準が並存すると恣意性が入る余地が起こるので、運営費交付金を加算した上でグルーピングを細分化する形で企業会計基準を採用するのが良いのではないか。厳しい仕組みだからこそ透明性の高さをアピールできるというメリットがあるのではないか。
  - グルーピングの細分化については、病院単位までは補足可能と思われるが、病院内の部門別となると難しいのではないか。病院単位とするのが適切ではないか。一方、国独法のように個々の資産を単位とすると、無駄な資産の購入に対するチェックが働くのではないか。

- 病院事業では、これまで償却前の収支を運営費負担金の繰入の判断基準としてきた経緯があり、資金ベースで組まれる中期計画の収益で損益ベースにより減損を判断されるのは厳しいのではないかと。
- 病院事業の収支が厳しいのは理解できるが自己努力を促す必要はあるのではないかと。繰出等による補てんが必要なパブリックの部分と、自己努力で経営すべき部分の線引きの明確化が必要と。
- 減損は損失を計上する時点では大きな影響があるが、減損後は減価償却が適正となるというメリットも考える必要があると。ただ、減価償却が減少した結果、損益としては楽になることがモラルハザードを起こさぬような仕組みづくりが必要ではないかと。